

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和5年6月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200939号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300056号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額  
の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年9月1日から平成20年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が従前よりも低く  
記録されている。時給も減額されておらず、5月の連休で勤務日数が減ったことを考慮しても  
納得がいかない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が従前よりも低く記録されて  
いる旨主張しているところ、オンライン記録により、請求者の平成18年9月の定時決定時の  
標準報酬月額は34万円、平成19年9月の定時決定時の標準報酬月額は、従前より低額である  
24万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成19年分給与所得の源泉徴収票により確認できる  
社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる平成19年1月から同年12月までの  
期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料並びに当該源泉  
徴収票の支払金額を基に算出した雇用保険料の合計金額とほぼ一致することから、請求期間に  
支給された給与から控除された厚生年金保険料については、オンライン記録の標準報酬月額に  
基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

また、B社の事業主から提出された、請求者に係る「07年の算定結果」(平成19年)に記載  
されている算定対象月の支払基礎日数及び報酬月額は、年金事務所が保管する請求期間に係る  
磁気媒体届出内容照会(被保険者報酬月額算定基礎届)の記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、上述のとおり請求者の平成19年9月の定時決定時の標  
準報酬月額は、24万円と記録されているところ、当該標準報酬月額が遡及して減額訂正される  
などの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。